

目次

CONTENTS

特報1	消防法及び石油コンビナート等災害防止法の…… 4 一部を改正する法律の概要
特報2	国民保護法の成立について…………… 8
特報3	平成16年度消防防災施設等…………… 10 整備費補助金の交付決定
特報4	消防法施行規則の一部を改正する…………… 12 省令等の概要
特報5	緊急消防援助隊運用要綱のあらまし…………… 13

平成16年7月号 No.400

巻頭言 第159回国会を振り返って

TOPICS

平成16年度「危険物安全週間」推進行事を実施…………… 14
身近に住宅用火災警報器を備えよう!!…………… 15
平成16年度「消防大学校記念祭」の開催…………… 16

Report

地域防災体制の充実強化に向けた消防団員確保の在り方について(概要)…………… 17 -「地域防災体制の充実強化に向けた消防団員確保のための調査検討会」報告-
消防活動が困難な空間における消防活動支援情報システムの開発…………… 19

消防通信～北から南から

滋賀県 大津市消防局「みずうみの都 びわ湖大津」…………… 21

消防通信～望楼

流山市消防本部(千葉県)/豊田市消防本部(愛知県)…………… 22
愛知郡消防本部(滋賀県)/三田市消防本部(兵庫県)

コラム2004

消防庁防災情報システム等の活用…………… 23

広報資料(8月分)

防災訓練に参加しましょう～災害に備え、防災知識の向上をめざす～…………… 24
住民参加による防災まちづくりの推進～自主防災組織と「地域安心安全ステーション」～…………… 25
花火・火遊びによる火災の防止…………… 26
外出先での地震の対処…………… 27

NEW CONCEPT 列島119

神戸市西区伊川谷町住宅火災殉職事故から1年 安全対策と「消防顕彰之碑」の建立…………… 28
--

INFORMATION

消防防災機器の開発等及び消防防災科学論文募集要領…………… 29
第7回全国消防広報コンクール作品募集中…………… 30
5月の主な通知/消防庁人事/広報テーマ(7・8月分)/テレビ防災キャンペーン…………… 31



表紙
大阪市消防局
消防ヘリコプター
「なにわ」

第159回国会を振り返って



総務省消防庁次長 東尾 正

第159回通常国会は、去る6月16日会期の延長なく閉会の運びとなった。今回は150日に及ぶ通常国会会期であったが、消防防災行政にとって極めて重要な国会となった。まず、消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部改正であるが、これについては昨年の秋に連続して発生した一連の企業災害、とりわけ8月の三重ごみ固形燃料発電所爆発事故、9月の十勝沖地震に絡む出光興産㈱北海道製油所ナフサタンク全面火災事故などに対応する法制度の整備と、高齢者を中心に増え続ける住宅火災による死者の状況（平成15年中は、住宅防火運動が始まって以来、最悪となる死者数1,070名（概数）を数えるという深刻な状況）に対応するための、住宅防火関連施策（戸建住宅に対する住宅用火災警報器等の設置の法制化）などが中心内容であった。同法案は3月31日参議院に付託、さらに4月8日には参議院総務委員会を経て4月9日本会議において全会一致にて通過、その後5月25日衆議院総務委員会、5月27日同本会議において全会一致で可決成立した。

このうち、石油コンビナート等災害防止法は昭和50年に制定されて以来、今回は実に29年ぶりに初めての実質的な改正となった。日本の石油産業の構造変化が進む中で軽視されがちな、保安の徹底ということを原点に立ち返って改めて見つめ直す内容を盛り込んだものである。

また、消防法については一昨年の新宿歌舞伎町雑居ビル火災対応の改正、昨年の消防庁長官による火災原因調査、技術基準への性能規定導入等の改正に引き続き3年連続の改正となったが、過去、度々改正されてきた消防法といえども、この度のように斬新な内容を伴う大改正が3年続けて行われたことはこれまでも例がないところである。これは消防に対し、安全安心重視の声の高まりを受けた結果であり、規制改革への要請、法律に基づく行政運営の徹底など、時代の要請に即したものであるとも考えられる。さらに今回の改正の中で特筆すべき分野は何と言っても住宅防火に係わる改正であり、これまで特定防火対象物を中心とした業務用建築物を中心に規制体系を構築してきた消防法体系の中に、初めて本格的に個人生活分野へ直接の法規制を導入することとなったものであり、予防行政が特定の事業活動に対するものから事業に関係のない個々人の日常に広がるという意味で画期的なものとなった。

消防行政の分野の広がりという意味では、内閣官房提出の法案である国民保護法の成立も誠に意義深いものがある。この法律は、昨年の武力攻撃事態対処法の成立の際、侵害の排除と車の両輪をなす国民保護に関する法制を武力攻撃事態対処法施行の日から1年を目標として整備するという衆参両院の附帯決議を受けて、内閣官房、消防庁、防衛庁その他の関係省庁や地方公共団体間の精力的な調整の結果成案を得たものである。4月13日から衆議院で審議が始まり、事態対処特別委員会において実に14日50時間を超える審議が行われた。5月19日には与党と民主党の共同提案による修正案が提出され、修正後の法案が5月20日に衆議院で可決された。参議院ではイラク・事態対処特別委員会で審議され、8日30時間を超える審議を経て、6月14日に可決成立をみたところである。

消防の任務は従来の火災、救急・救助、自然災害対応から、2001年9月11日のニューヨーク・ワールドトレードセンター等への同時多発テロを契機に、これまで顕在化しなかったテロ対策、危機管理対応など新たな分野についてそのウイングを広げてきた。国民保護法の成立により、武力攻撃事態や緊急処理事態（大規模テロ）の際に、消防が市町村長の指示のもと住民の避難誘導にあたること、武力攻撃事態災害の防除などのため活動すること、消防庁（長官）は消防のこれら活動に対する広域的指示をすることなどが盛り込まれ、これまではっきりとは法制化されていなかった新たな分野について、明文での規定が置かれたことになる。

今年度後半以降はこれまで3カ年間に渡って行われてきた制度改正を、実践的かつ効果的に具現化する時期となる。消防庁ははじめ全国消防機関の推進体制の如何が、これら新制度の運用を担うべく消防に課せられた使命を間違いなく遂行できるかの試金石となるので、実効ある訓練の実施、部隊編成の整備など、我々の持つ能力を総点検することが求められる。

消防の動き

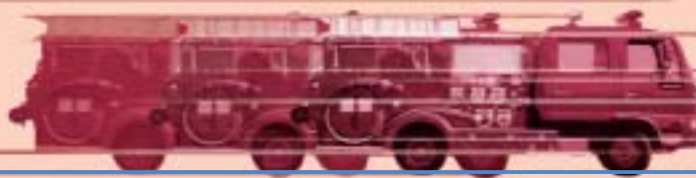


平成16年
7月号

No. 400

消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律の概要
国民保護法の成立について
平成16年度消防防災施設等整備費補助金の交付決定
消防法施行規則の一部を改正する省令等の概要
緊急消防援助隊運用要綱のあらまし

消 防 庁



消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律の概要

消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律は、第159回国会で成立し、6月2日に平成16年法律第65号として公布されました。法律の概要は次のとおりです。

1 法改正の背景

昨年は、産業施設や住宅において重大な火災事例や死傷事案が相次ぎました。産業施設に関しては、三重ごみ固形燃料発電所爆発事故（平成15年8月）及び出光興産(株)北海道製油所のタンク火災（平成15年9月）等が発生しました。また、住宅火災に関しては、死者数が平成15年の概数で1,000人を超え急増しているところです。

特に、三重ごみ固形燃料発電所爆発事故では、消防職員2名が殉職し、作業員5名が負傷するとともに、完全鎮火までに長時間を要しました。当該事案に類似した、発酵や化学反応により発熱や発火する事例が多数発生しており、大量に集積した場合の消火活動が非常に困難となる場合が多いことが判明したため、所要の火災予防対策を講じる必要が生じたところです。

また、出光興産(株)北海道製油所のタンク火災では、多数の屋外貯蔵タンクの損傷、油漏れ等の被害が発生するとともに、従来の災害想定を超えた浮き屋根式石油貯蔵タンクの全面火災が発生しました。特定事業所に係る防災資機材等の増強などの消防力の充実強化及び防災管理者・防災規程等を中心とした体制整備などの防災体制の充実強化の必要が生じました。

さらに、住宅火災に関しても、死者数（放火自殺者等を除く。）は、近年増加傾向で推移し、建物火災による死者数の約9割を占めています。特に平成15年中の同死者数（概数）は、昭和61年以来17年ぶりに1,000人を超える1,070人（前年比約8%増）と急増しています。また、住宅火災による死者の発生率についても、高齢者は他の年齢層に比べて概ね5倍となっており、今後、高齢化の進

展とともに、さらに当該死者数が増加するおそれがあります。そこで、住宅防火に係る法制度化を図り、住宅火災における死者数の増加を抑制することが必要となりました。

このような状況認識の下、消防審議会の答申（平成15年12月24日）を踏まえ、消防法において住宅防火対策及び指定可燃物等に係る火災予防対策の充実強化を図るとともに、石油コンビナート等災害防止法において石油コンビナート等特別防災区域における防災対策の充実強化を図ることを目的に、所要の規定の整備を行うため、必要な法律改正を行ったものです。

2 法改正内容

(1) 消防法関連

住宅用防災機器の設置の義務付け

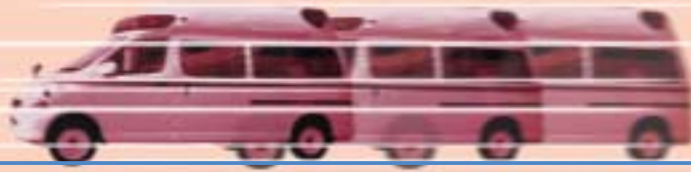
住宅における住宅用防災機器（住宅用火災警報器等を想定。以下同じ。）の設置を全国一律に義務付けることとしました。当該住宅用防災機器の設置維持基準等については、政令で定める基準に従って、市町村条例で定めることとしました。

指定可燃物等の貯蔵又は取扱いの基準の充実

指定数量未満の危険物及び指定可燃物その他指定可燃物に類する物品を貯蔵し、又は取扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準（消防用設備等の技術基準を除く。）に関して、市町村条例への委任規定を設けることとしました。

火災現場における情報提供要求の強化

火災の現場において、消防吏員等から情報の提供を求められて、情報の提供をしない者等に対する罰則を整備することとしました。



(2) 石油コンビナート等災害防止法関連

防災資機材等の機能強化に伴う防災体制の整備

今回の改正において、災害想定拡大に伴い新たに配備を義務付けることとしている増強資機材（大容量泡放射システム）について、特定事業者共同で石油コンビナート等特別防災区域を越えてより広域的に配備することを可能とする組織的受け皿（広域共同防災組織）を整備することとしました。

防災業務の適正化及び責任の明確化

特定事業所における防災対応について、従来の外形的・形式的な不適正状態の矯正にとどまっていた仕組みに加えて、不適正状態の実質的な改善を促し、その適正化を図る仕組みとして、市町村長等による特定事業者に対する防災業務の改善措置命令を導入するものとしました。

また、特定事業所における防災対応に関して、不適正な状態を時機を失さず把握できるようにするとともに、報告の際に行う自己点検の過程で、不適正な状態を自ら認

消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律の概要

【住宅における防火安全対策の充実強化】

改正理由・目的

住宅火災による死者の急増

住宅火災による死者数は、建物火災による死者数の約9割
平成15年の死者数は、昭和61年以来17年ぶりに1,000人を超える
今後高齢化が一層進展（死者の半数以上が高齢者）

死者の急増

現行制度の課題

床面積500m²以上の共同住宅を除き、住宅に関しては法制度の対象外

死者数低減に効果的な住宅用火災警報器等の設置につき、
・「義務化賛成」：約7割（世論調査）
・米・英で既に義務化

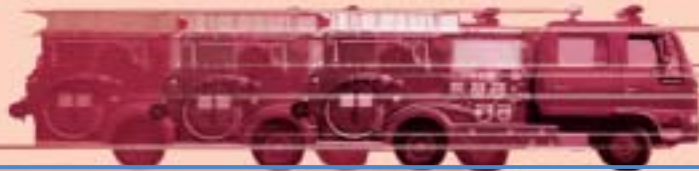
「従来個人の自助努力を中心に考えられてきた住宅防火対策について見直し、法制度化の導入を図ることが必要」
（消防審議会答申（15.12.24））

改正の内容

住宅用火災警報器等の義務付け

消防法により、住宅において住宅用火災警報器等の設置を全国一律に義務付ける。
各地域の事情等を考慮して普及推進を図る必要

既存住宅に対する適用時期等について、各地方公共団体の条例に委ねる。



知し、所要の自発的な改善を促すため、特定事業者による防災業務の実施状況の定期報告制度を導入するものとなりました。

防災規程の実効性の確保とそれに伴う行政の関与
社会環境の変化に合わせて防災規程の見直しを適時適切に行っていない場合等を想定して、市町村長等による特定事業者に対する防災規程の変更命令を導入するものとなりました。

災害現場における情報提供要求

災害の現場において、市町村長等は、特定事業所においてその事業の実施を統括管理する者に対して、必要な事項について、情報の提供を求められることができました。

防災管理者等への研修機会の提供

特定事業者は、その選任した防災管理者等に対し、特定事業所における災害の発生又は拡大を防止するため、

消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律の概要

【指定可燃物等に係る火災予防対策の充実強化】

改正理由・目的

火災事例

- ・三重県RDF(ごみ固形燃料)発電所爆発事故
(平成15年8月)
- ・(株)ブリヂストン栃木工場火災
(平成15年9月)

現行制度の課題

- 製造・保管時の安全対策
(性状・形状管理、大量集積の制限等)
- 異常発生時の安全対策
(温度計や可燃性ガス測定器による異常監視等)
- 事故発生時の安全対策
(出火・延焼防止、初期消火のための消火活動を考慮した設備等)

大きな人的・物的被害
(完全鎮火までに長時間)

ソフト面の安全対策

現行制度では、指定可燃物等の貯蔵・取扱基準については市町村火災予防条例にて規定

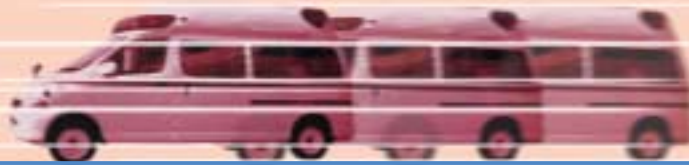
「保安設備の設置等のハード面の基準についても市町村火災予防条例で定めることができることとすることが必要」
(消防審議会答申(15.12.24))

改正の内容

ハード面の安全対策

指定可燃物等の貯蔵・取扱いを行う場所の位置・構造(ハード面)に関して、市町村条例への委任規定を追加

各市町村が、ハード面の安全対策について、火災予防のために必要な事項を市町村条例で定めることとなる。



防災業務に関する能力の向上に資する研修の機会を与えるように努めなければならないものとなりました。

災害現地への消防庁職員の派遣

石油コンビナート等防災本部の本部長は、災害応急対策の実施について必要があると認めるときは、消防庁長官に対し、専門的知識を有する職員の派遣を要請することができるものとなりました。

3 施行期日

原則として、公布後6月以内に施行します。ただし、指定可燃物等に係る条例委任規定の導入、広域共同防災組織の整備については、公布後1年6月以内、住宅用防災機器の設置義務付けについては、公布後2年以内に施行します。なお、既存住宅等における住宅用防災機器の設置義務付けについては、市町村条例で一定の経過期間を置くことができるものとなりました。

消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律の概要

【石油コンビナート等特別防災区域における防災対策の充実強化】

改正理由・目的

地震災害事例

出光興産(株)北海道製油所において、多数のタンクが同時被災し、複数のタンクが火災
(平成15年9月末)

現行制度の課題

消防力の充実強化が必要
(特定事業所に係る防災資機材の増強)
防災体制の充実強化が必要
(防災管理者・防災規程等を中心とした体制の整備)

我が国では前例のない火災

「石油コンビナート等特別防災区域における防災対策について措置を講ずる必要」
(消防審議会答申(15.12.24))

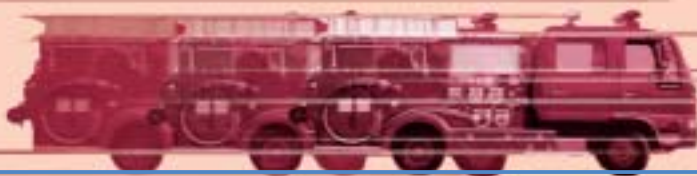
改正の内容

消防力

防災資機材等の機能強化に伴う防災体制の整備
・増強資機材について、特定事業者共同でより広域的な配備を可能とする組織的受け皿を整備
(現行はコンビナート区域内での共同配備まで)

防災体制

防災業務の適正化及び責任の明確化
・市町村長等による特定事業者に対する防災業務の改善措置命令(罰則あり)を導入
防災規程の実効性の確保とそれに伴う行政の関与
・実施状況に係る定期報告を制度化
・市町村長等による特定事業者に対する変更命令を導入
災害現場における情報提供要求
・市町村長による、特定事業所における統括管理する者に対する情報提供要求(罰則あり)の整備



国民保護法の成立について

国民保護準備室

1 はじめに

国民保護法案の概要については、本誌4月号でお知らせしたところですが、同法案については、衆議院において、5月20日に自由民主党・公明党・民主党合同で提出された修正案のとおり修正議決して参議院に送付し、参議院においては、衆議院において修正された法案が、6月14日に可決・成立しました。

本号では、修正案の概要について報告します。

2 国会における議論及び修正案の概要

4月13日の衆議院本会議での趣旨説明質疑を皮切りに、国民保護法案の国会審議が始まりました。

国会における議論の結果、与野党三党共同提案により法案の一部を修正することとされました。修正案のポイントは別記のとおりですが、国会での議論等を以下、簡単に紹介します。

(一) 事態対処法の一部改正

政府案では、緊急対処事態に関する規定は、緊急対処保護措置に着目していたため、武力攻撃事態対処法には位置付けておらず、国民保護法案に位置付けていました。

これに対して、「緊急対処事態」に関する規定は、本来、武力攻撃事態対処法に位置付け、国民保護法制では緊急対処保護措置についての内容を規定すべきものである、当初緊急対処事態と判断された事態であっても、武力攻撃事態へと発展する可能性もあるため、武力攻撃事態対処法の中にはっきりと緊急対処事態を位置付けておくべきである、事態への対処、事態の広がりや再発をどう抑えるかということも含めて緊急対処事態には措置しなければならないため、緊急対処事態を終結させるための規定も必要である、との意見が国会審議において示されました。

修正案では、緊急対処事態への対処については武力攻撃事態対処法の中に位置付けることとし、緊急対処事態対処方針において緊急対処事態であることの認定及び当該認定の前提となった事実について定めるものとし、緊急対処事態における攻撃の鎮圧等の事態を終結させる措置についても緊急対処事態対処方針に定めることとされています。

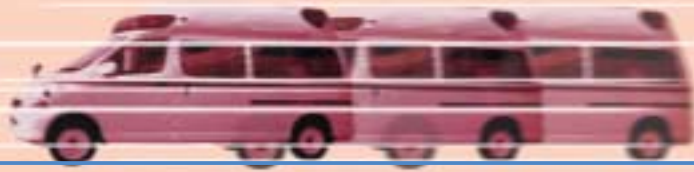
また、緊急対処事態の認定については、武力攻撃事態の場合には、対処基本方針の決定、変更、終了に閣議決定とともに国会承認も課される。一方、緊急対処事態でも、私権が制限されることや、指定公共機関がある程度の統制を受けることは、武力攻撃事態と同じであり、緊急対処事態の認定についても国会承認を必要とすべきである、との意見が国会審議で示されました。

修正案では、緊急対処事態の認定についての国会の事後承認に係る規定を設けることとされました。さらに、国会が緊急対処事態への対処措置を終了すべきことを議決した場合には、政府の実施する当該措置が終了されるよう、所要の規定が追加されています。

(二) 国民保護法案の修正

1 国の現地対策本部の設置に関する事項

政府案では、国の現地対策本部に関する規定はありませんでしたが、必ずしも全国的に事態が発生するとは限らず、現地に国の対策本部を設けるということは有効な方法、阪神・淡路大震災の教訓から災害対策基本法が平成7年に改正され、さらに、東海村の臨界事故を受けて平成11年に成立した原子力災害対策特別措置法にも現地対策本部に関する規定が盛り込まれたように、現実の災害の反省を踏まえて、被災地と国の対策本部の連絡調整及び被災地における機動的かつ迅速な災害応急体制を推進するため、現地対策本部がつくられたが、なぜ今回は加えられないのか、との意見が国会審議で示されました。修正



案では、武力攻撃事態等において国民の保護のための措置について被災地で連絡調整などを行う組織として現地対策本部を、また、緊急対処事態においても同様に、現地対策本部を設置することができるよう関連規定が追加されています。

2 訓練に関する事項

まず、訓練の内容については、武力攻撃事態以外の災害も含めた幅広い事態に対応できるような趣旨を盛り込むべき、との意見が国会審議で示されました。

修正案では、国民の保護のための措置の訓練については、災害対策基本法に基づく防災訓練との有機的連携に配慮する旨の規定が追加されています。

次に、訓練の費用負担については、武力攻撃事態等においては、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処、損失補償等に要する経費は国の負担であることが明確になっているが、平時における財政措置が不十分、平時の訓練費用は特に市町村にとっては相当な財政負担となる、などの意見が国会審議で示されました。また、この訓練経費については、地方公共団体からも要望の強いところでした。

修正案では、国が地方公共団体と共同して行う訓練に係る費用で地方公共団体が支弁したものについては、原則として、国の負担とすることとされています。

3 おわりに

国民保護法は、公布の日から3カ月以内で政令で定める日から施行されることとなります。地方公共団体では、国民保護協議会の設置、国の基本指針を踏まえた国民保護計画の作成など、国民保護法に基づく具体的な事務に着手していただくこととなりますので、そのための準備を鋭意進めていただくようお願いいたします。消防庁としては、国民保護モデル計画の策定等により、地方公共団体に対する支援を行っていくこととしております。その際は、地方公共団体の意見を聴取する機会を設けるなど、今後とも、地方公共団体と協力して国民保護法の円滑な実施に取り組んでいくこととしています。また、その他の読者諸氏におかれても、「備えあれば憂いなし」という諺もあり

ますが、これを機会に、いざ有事が起こった場合にどうするかを考えていただければと考えております。

【別記】

国民保護法案の修正の主なポイント

I 事態対処法の改正

1 緊急対処事態に関する事項

緊急対処事態に関する事項については、以下の規定を事態対処法に設けることとする。

対処方針（緊急対処事態であることの認定及び当該認定の前提となった事実、全般的な方針、緊急対処措置に関する重要事項）対策本部の設置等に係る規定

緊急対処事態の認定についての国会の事後承認に係る規定

国会が緊急対処事態への対処措置を終了すべきことを議決した場合における当該措置の終了に係る規定

II 国民保護法案の修正

1 現地対策本部の設置に関する事項

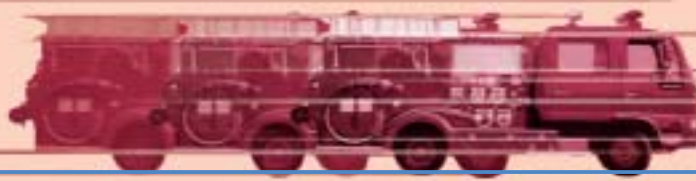
武力攻撃事態等対策本部に国民の保護のための措置を行う組織として現地対策本部を置くことができることとし、所要の規定を追加する。

緊急対処事態対策本部についても、これらの規定を準用するものとし、所要の規定を追加する。

2 訓練に関する事項

国民の保護のための措置についての訓練については、災害対策基本法に基づく防災訓練との有機的連携に配慮するものとし、所要の規定を追加する。

国が地方公共団体と共同して実施する訓練については、地方公共団体の訓練に係る費用は原則として国の負担とし、所要の規定を追加する。



平成16年度消防防災施設等整備費補助金の交付決定

消防課

消防庁では、市町村等が住民の生命や身体、財産を火災や地震、風水害等の災害から守るために必要な施設等の整備を促進するため、消防防災施設等整備費補助金（以下「消防補助金」という。）を交付しており、毎年度国の予算において所要額を確保しているところです。

平成16年度予算においては、一般歳出を前年度の水準以下に抑制することを目標に、歳出全般にわたる徹底した見直しを行うこととされ、特に三位一体の改革において国庫補助負担金について1兆円の廃止・縮減等の改革を行うとともに、併せて地方公共団体に対する奨励的補助金は前年度の5%相当額を減額するという厳しい制約が課されました。

このような状況の下で、緊急消防援助隊関係施設・設備の義務的補助金化や消防団関係設備、大規模災害・特殊災害対策等に対応した設備等の拡充・強化を行うこととし、総額159億5百万円（対前年度当初予算比16億37百万円減、9.3%）を確保したところです。

平成16年度予算の執行に向け、本年3月には消防補助金の要望調査結果を基に各都道府県からヒアリングを実施し、それぞれの事業内容を審査した結果、5月21日に交付決定を行いました。

その概要等については次のとおりです。

1 交付決定の概要（5月21日交付決定）

（1）交付決定総額

交付決定総額は149億49百万円（当初予算額対比94.0%）であります。補助金別内訳は次のとおりです。

消防防災施設整備費補助金	45億69百万円
消防防災設備整備費補助金	103億80百万円

（2）補助金の主な対象施設・設備及び数量

消防防災施設整備費補助金の主なものとしては、耐震性貯水槽 586基、高機能消防指令センター総合整備事業 32カ所、消防広域化推進事業 2カ所について交付

決定を行いました。

また、消防防災設備整備費補助金の主なものとしては、災害対応特殊消防ポンプ自動車 111台、災害対応特殊救急自動車 115台、救助消防ヘリコプター 3機、消防救急デジタル無線 1団体、高機能情報通信対応防災無線 23団体、消防ポンプ自動車 108台、高規格救急自動車 90台、消防団総合整備事業 164件について交付決定を行いました。

（3）主な事業の交付決定額

交付決定した事業のうち1件当たりの補助金額が多額なもの（1億円以上）の事業内容とそれぞれの交付決定額は次のとおりです。

高機能消防指令センター総合整備事業：大分市（大分県 140百万円）、周南市（山口県 118百万円）、仙台市（宮城県 105百万円）、甲府地区広域行政事務組合（山梨県 103百万円）

救助消防ヘリコプター：仙台市（宮城県 240百万円）、川崎市（神奈川県 240百万円）、大阪市（大阪府 240百万円）

消防救急デジタル無線：東京消防庁（東京都 300百万円）

2 都道府県別補助金交付決定状況

各都道府県別交付決定状況は表のとおりです。

3 今後の予定

当初予算額159億5百万円から交付決定総額149億49百万円を控除すると、残額は9億56百万円となりますが、予算の節約措置により残額の大半について執行を留保され、追加交付決定することは難しい状況です。

地方公共団体からは、予算額を大幅に上回る例年以上の補助要望がなされており、補助要件を満たしていても交付決定を行うことができないものが多数ありましたが、消

防庁としては都道府県、市町村の意向や政策目的等を踏まえ、出来る限り交付決定を行ったところです。

大規模地震災害、石油コンビナート災害等、今後とも住民生活の安全を脅かす各種災害が発生するおそれがありますので各市町村等が消防に対するニーズの高度化・

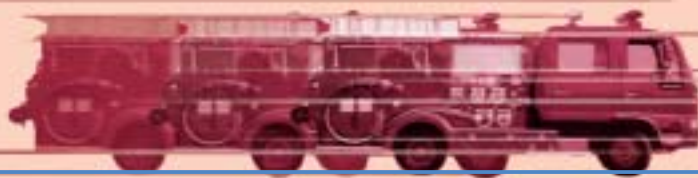
多様化に的確に対応し、その責務を果たすためには、今回補助金交付決定がされなかった事業につきましても、防災対策事業を積極的に活用するなど、各地域の状況に応じた消防施設等の整備を推進することにより消防力の一層の強化が必要であると考えております。

表 平成16年度消防防災施設等整備費補助金 交付決定状況

(単位：百万円)

		消防防災施設 整備費補助金	消防防災設備 整備費補助金	県 合 計
1	北海道	8	475	483
2	青森	8	123	131
3	岩手	78	118	196
4	宮城	105	372	477
5	秋田	186	206	392
6	山形	118	66	184
7	福島	16	189	205
8	茨城	226	324	550
9	栃木	166	126	292
10	群馬	8	183	190
11	埼玉	164	390	554
12	千葉	98	443	541
13	東京都	42	606	648
14	神奈川県	80	584	664
15	新潟	136	143	279
16	富山	79	81	160
17	石川	32	147	179
18	福井	105	67	173
19	山梨	352	146	498
20	長野	87	244	331
21	岐阜	114	160	273
22	静岡県	294	340	634
23	愛知県	280	980	1,260
24	三重	183	130	313
25	滋賀	59	119	178
26	京都	55	207	262
27	大阪	8	468	476
28	兵庫県	8	522	530
29	奈良	86	148	235
30	和歌山	86	57	143
31	鳥取	70	41	111
32	島根	112	98	209
33	岡山	115	230	345
34	広島	75	153	228
35	山口	134	110	244
36	徳島	15	139	155
37	香川	8	157	165
38	愛媛	86	102	188
39	高知	54	45	99
40	福岡	47	273	320
41	佐賀	9	92	101
42	長崎	72	149	222
43	熊本	163	225	388
44	大分	210	76	286
45	宮崎	61	134	195
46	鹿児島	74	153	227
47	沖縄	0	36	36
合 計		4,569	10,380	14,949

端数処理の結果、合計値と合計欄が一致しない場合がある。



消防法施行規則の一部を改正する 省令等の概要

予防課・防火安全室

消防法令における性能規定の導入、指定機関制度から登録機関制度への移行等を定めた消防組織法及び消防法の一部を改正する法律（平成15年法律第84号）、消防法施行令の一部を改正する政令（平成16年政令第19号）が平成16年6月1日に施行されることに伴い、3月26日に公布された消防法施行規則の一部を改正する省令（平成16年総務省令第54号）に続き、消防法施行規則を含む消防法令関係の20の省令及び告示の制定又は改廃を行いました。これらは平成16年5月31日に公布され、6月1日から施行されましたが、そのうち、主な省令等の概要は以下のとおりです。

1 消防法施行規則の一部を改正する省令 （平成16年総務省令第93号）について

- （1） 特殊消防用設備等の検査、点検等に関して、新たに 特殊消防用設備等の届出及び検査、 設備等設置維持計画に記載すべき事項、 特殊消防用設備等の点検及び報告、 消防設備士が行うことができる工事又は整備の種類、 工事対象設備等着工届に添付すべき書類等を定めました。
- （2） 特殊消防用設備等の性能評価等について、新たに、性能評価に関する申請手続き及び申請書類並びに総務大臣の認定に関する申請手続き及び申請書類を定めました。
- （3） 一定の要件に該当する防火対象物における屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等について、消防庁長官が定める基準に適合する総合操作盤を防災センター等に設けることとしました。また、これに伴い、新たに、総合操作盤の基準及び設置方法について、それぞれ

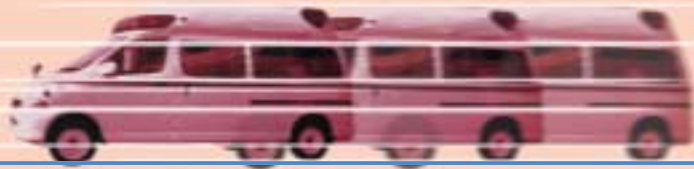
平成16年消防庁告示第7号及び平成16年消防庁告示第8号により定めました。

2 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令 （平成16年総務省令第92号）について

消防法施行令第29条の4第1項において、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の基準が定められたことに伴い、通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等として、具体的にパッケージ型消火設備及びパッケージ型自動消火設備を定めました。また、これに伴い、各設備の設置及び維持に関する技術上の基準について、それぞれ平成16年消防庁告示第12号及び平成16年消防庁告示第13号により定めました。

3 登録機関化に伴う対応

登録機関化に伴い、特殊消防用設備等に関する性能評価を実施する登録検定機関を登録するとともに、防火管理者講習に係る登録講習機関を登録するほか、登録機関化に伴う関係告示の改廃を行いました。



緊急消防援助隊運用要綱のあらまし

震災等応急室

1 目的

平成16年6月に「消防組織法」が改正され、従来、「緊急消防援助隊要綱」(以下「旧要綱」という。)により規定、運用されていた緊急消防援助隊が「消防組織法」に位置付けられるとともに、緊急消防援助隊の編成と基本的な出動計画については「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」(以下「基本計画」という。)等に規定されました。そして、緊急消防援助隊の出動と活動についての必要な事項については「緊急消防援助隊運用要綱」(以下「要綱」という。)に規定されることとなりました。この要綱には緊急消防援助隊の出動や運営に関する事項以外に、被災地である自治体の緊急消防援助隊の受入体制に関する事項についても規定しており、緊急消防援助隊のより効率的な運用に資することを目的としています。ここでは簡単にそのあらましを掲載します。

2 要綱の概要

この要綱に定めているものは、概ね次のとおりとなっています。

- (1) 用語の定義(第2条)
- (2) 応援等実施計画(第3条)
- (3) 部隊編成(第4条)
- (4) 応援等の体制区分(第5条)
- (5) 応援要請から部隊の出動等の流れ(第6～8条)
- (6) 出動準備及び出動可能隊の報告(第9条)
- (7) 緊急消防援助隊調整本部、後方支援本部の設置等(第10～12条)
- (8) 指揮体制、緊急消防援助隊指揮支援本部及び都道府県隊本部の設置等(第13～16条)
- (9) 現場引き揚げと帰署(所)報告(第17～18条)
- (10) 受援計画(第19条)
- (11) 報告(第20条)

- (12) その他(医師等との連携、関係行政機関との連絡調整、緊急消防援助隊旗等)(第22～25条)

3 応援等実施計画

指揮支援実施計画と都道府県隊応援等実施計画については旧要綱においても規定されていましたが、都道府県隊応援等実施計画については旧要綱では代表消防機関が策定することとなっていました。今回の要綱では都道府県知事が策定することとしています。これは大規模災害の発災時において都道府県隊の出動について都道府県の役割も大きくなってきていることから実施計画についても、都道府県が調整して策定することにより円滑に運営されるものと期待されています。

4 緊急消防援助隊調整本部等

緊急消防援助隊調整本部は旧要綱には規定されていなかったもので、緊急消防援助隊が出動した場合、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ確かな活動に資するため設置するものとします。緊急消防援助隊調整本部は、原則として、被災地が一の市町村の場合には当該市町村が市町村長等を本部長として設置するものとし、被災地が複数の市町村である場合には受援都道府県が都道府県知事等を本部長として設置するものとしており、消防庁や後方支援本部等と連携して、緊急消防援助隊の部隊配備、関係機関との連絡調整、後方支援等に関する事務を司ります。都道府県が設置する場合には指揮者(被災地市町村長等)と連携して緊急消防援助隊の部隊配備を調整する必要があります。

なお、後方支援本部とは都道府県隊を出動させた消防機関が、円滑な後方支援を実施するため、当該都道府県の代表消防機関に設置する連絡調整機関で、当該都道府県内の登録市町村の消防機関との連絡調整を行うとともに、出動部隊の活動支援を行うものとしています。

平成16年度「危険物安全週間」 推進行事を実施

危険物保安室

消防庁では、毎年6月の第2週を「危険物安全週間」として、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発活動を展開しております。

今年度の危険物安全週間は6月6日(日)から12日(土)まで行われました。

6月7日に行われた「危険物安全大会」では、永年にわたり危険物関係事業所等において、危険物の安全管理の推進に努めてこられた個人(42名)、団体(2団体)が「危険物保安功労者」として、また、危険物の保安に対する取り組みが特に優れている事業所(44事業所)が「優良危険物関係事業所」として、それぞれ消防庁長官から表彰されました。

また、併せて、危険物安全週間推進標語募集において、「危険物 ゆるむ心の 帯しめて」で消防庁長官賞を受賞した山村 茂さんと、危険物事故防止対策論文募集において「危険物施設等の廃止と事故防止対策 ～危険物施設の所有者、管理者又は占有者の義務～」で消防庁長官賞

を受賞した小林統一さんに賞状が贈られました。

表彰式後の記念講演会では、日本ヒューマンファクター研究所研究開発室長の石橋 明氏をお招きして、「ヒューマンエラーの正体と事故防止対策」と題して講演を行っていただきました。

6月8日(東京会場)及び11日(大阪会場)の両日には、消防職員や危険物関係事業所の従業員の方々を対象に、「危険物施設安全推進講演会」を開催し、基調講演及び事件事例発表を行いました。基調講演では、東京大学大学院工学系研究科教授の松本洋一郎氏をお招きして、「防災知識の構造化に向けて」と題して講演を行っていただき、また、事件事例発表では、出光興産(株)工務部の企画課長杉村隆哉氏から「平成15年十勝沖地震における火災事故と被害について」、(株)ブリヂストンの防災管理室長岩永憲幸氏から「(株)ブリヂストンの自主防災活動について ～栃木工場火災事故の教訓をふまえて～」をテーマとしてそれぞれ発表を行っていただきました。



危険物安全大会における消防庁長官式辞



石橋 明氏による記念講演会

身近に住宅用火災警報器を備えよう!!

防火安全室

去る5月27日、衆議院本会議において、消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律案が可決・成立し、6月2日に公布されました。

今回の法律改正により、戸建住宅や小規模な共同住宅（自動火災報知設備等が設置されているものを除く。）について、住宅用防災機器の設置が必要となります。

法律の規定では、政令で定める基準に従い市町村条例で住宅用防災機器の設置及び維持の基準等が示されることとなっています。また、住宅用防災機器としては、政令で『住宅用火災警報器等』が定められる予定となっています。

さて、『住宅用火災警報器』ですが、みなさんのなかでどの程度の方がご存じでしょうか。最近、新聞記事などにも出るので名前は聞いたことがあるけれど、実際に「見たり」、「触ったり」、まして、「取り付けたい」人はまだ少数派ではないでしょうか？

今回は、そのような住宅用火災警報器の特徴とその重要な役割を解説します。

1 住宅用火災警報器とその効果

住宅用火災警報器は、火災により発生する煙を感知し、警報するものです。特に、住宅火災により死に至った原因の7割が「逃げ遅れ」ということから、早期に火災を気付かせる重要な機能を備えています。

《住宅用火災警報器の概要》

天井又は壁(の高い部分)に取り付けます。
煙を感知すると警報(音や音声)します。



煙が入る場所

電池タイプと電源タイプがあります。
電池が少なくなると警報します。

機種によっては、

機能に異常が生じた場合、自動的に警報する機能

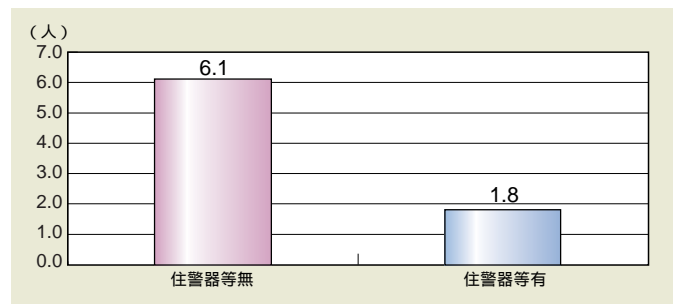
警報を一次的に停止する機能

電池の交換が長期間不要のもの

等の付加機能をもつ住宅用火災警報器もあります。

実際に、データでその効果を見てみましょう。平成14年中の住宅火災100件当たりの死者数（放火自殺者等を除く。）は、図1のとおり住宅用火災警報器等の設置の有無により3.4倍程度の効果が見られます。

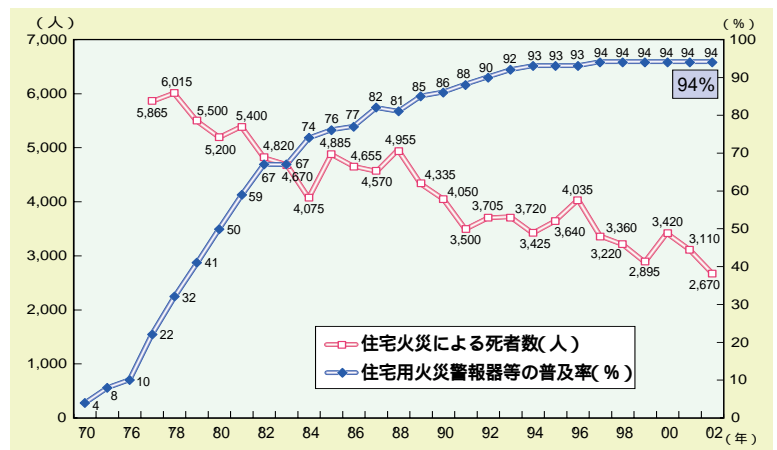
図1 住宅用火災警報器等の設置の有無で見た住宅火災100件当たりの死者数



2 米国等における普及状況とその効果

米国では、設置義務化等による住宅用火災警報器等の普及に伴い、住宅火災による死者数は1970年代の6,000人程度から最近では3,000人を下回っており、図2のように半減しています。また、英国においても同様な効果がありました。

図2 米国における住宅用火災警報器等の普及率と住宅火災による死者数



住宅用火災警報器は、住宅火災からあなたを守ります。

平成16年度「消防大学校記念祭」の開催

消防大学校

平成16年5月13日午後「消防大学校記念祭」が開催されました。昨年までは一日かけて行われておりましたが、教授科目計画等の見直しから半日でコンパクトに実施することとなりました。記念祭当日はうす曇りの穏やかな日和でした。

消防大学校は昭和23年4月に消防講習所として発足し、半世紀にわたり、全国の消防職員、消防団員等に対する幹部教育訓練機関としての歴史を刻んでまいりました。この間における卒業生、修了生は3万8千人を優に超えるものです。

現在、消防大学校には、上級幹部科、幹部研修科、本科、救助科と四つの科が入校しており、学生数は、213人になります。

記念祭は二部形式で実施されました。第一部は、記念式典の後、ノンフィクション作家として多方面でご活躍中の山根一眞氏を講演者に招聘し『「メタルカラー」と「モ

パイル」の防災最前線』と題して記念講演が行われました。山根氏ご自身が撮影された災害に関わる数多くの映像を中心にお話が進められ、学生はまさに真剣にそして熱心に聴講し、消防人にとって貴重な教訓となるいくつかのアドバイスをいただきました。山根氏は今後も取材を通して、消防の仕事を側面から応援していくつもりであることをお話しになりました。

消防大学校の敷地には不二寮という南北二棟の寮が併設されています。第二部は、この不二寮にちなんで寮祭として行われました。今年で7回目となる綱引き大会は、各科から2チームを編成し、トーナメント方式で実施されました。当初は若い救助科の圧勝との予測がおおかたを占めておりましたが、結果は本科Bチームが最優秀、幹部研修科の2チームが2位、3位となりました。この大会は学生中心に運営され、学生にとって良い思い出を作り、学生生活をより有意義にすることを誓う一日となりました。



山根一眞氏による講演



消防大学校不二寮の寮祭



寮祭で行われた綱引き大会

地域防災体制の充実強化に向けた 消防団員確保の在り方について(概要)

-「地域防災体制の充実強化に向けた消防団員確保のための 調査検討会」報告-

消防課

消防団は、近年の社会環境の変化等から、消防団員数の減少、消防団員の高齢化やサラリーマン化等の様々な課題に直面していますが、特に、消防団員数の減少に歯止めを掛け消防団員数を確保することが最重要課題とされています。

そこで、消防庁では、平成15年11月から、「地域防災体制の充実強化に向けた消防団員確保のための調査検討会」を開催し、調査検討会においては、団員確保対策及び地域の実情を踏まえた組織・運営の充実・多様化等について審議が進められ、今回、検討、議論の成果を整理した報告が行われました。

今後は、地域の防災体制の整備に責任を持つ市町村長がリーダーシップを発揮し、消防団員確保に係る施策の具現化に当たる必要があると考えられます。

なお、消防庁では、報告の提言を踏まえて、地域防災体制の充実強化に向けた消防団員確保に関する留意事項等について、各都道府県あてに通知をしました。

< 総消防団員数の確保方策 >

1 消防団員減少抑止策

- ・ 都道府県、市町村による消防団の条例定数、実員数の動向把握と条例定数の維持
- ・ 国、都道府県、市町村等と消防団が連携した消防団確保方策の実施
- ・ 市町村合併時に地域防災力の維持・向上ができる団員数を確保
- ・ 市町村合併時には団員の士気低下を防ぐ観点から、団員の処遇維持に配慮

2 消防団員数の数値指標

- ・ 全国の消防団員数の目標数値100万人以上について、各消防団が確保すべき団員数を算定するための、地域特性を反映した指標を、「消防力の整備指針の調査検討会」の中で検討
- ・ 上記の数値指標に各地域の実情を加味して、各市町村、消防本部、消防団が協議して、必要団員数を算定
- ・ 女性団員数の目標数値10万人以上について、女性団員の入団を促進するため、各消防団の活動実態に合わせて確保すべき団員数の目標数値を設定

< 対象別の団員確保方策 >

1 被雇用者団員の確保方策

- ・ 事業所への消防団活動の説明、事業所との交流等、事業所の理解を深める活動の推進により地元事業所と消防団、市町村との連携を強化
- ・ 東京等に本社機構を持つ事業所への国、都道府県と市町村・消防団が歩調を合わせた協力依頼
- ・ 地域社会との繋がりが深い、市町村、都道府県、郵便局、農業協同組合等の職員の入団促進
- ・ 訓練、行事の土日・夜間の実施など、消防団活動に団員の勤務状況を配慮
- ・ 消防団員の勤務地、勤務時間に応じて各種活動への参加を配慮

2 女性消防団員の確保方策

- ・ 条例定数の増員、制服の整備、女性団員の役割整理など、女性が入団しやすい環境を整備
- ・ 各分団への女性配置、女性分団設置など、女

性の入団に配慮した組織の整備

3 大学生・専門学校生等の若年層の確保方策

- ・ 大学生・専門学校生等の積極的な入団を促進し、卒業後も引き続き、消防団活動等の地域防災活動に参加しやすい環境を整備

<消防団員確保の重点方策>

1 消防団員周知施策の強化

- ・ 国、都道府県、市町村が連携した各種広報施策の推進
- ・ 消防団に広報担当を設置し、各種活動を記録。消防団活動等の積極的な紹介
- ・ 事業所向けパンフレットの作成、各事業所の本社機構等への周知活動
- ・ 市町村等の支援による各消防団ホームページの充実、市町村・都道府県ホームページでの消防団活動の紹介

2 消防団員支援施策の推進

- ・ 団員の職業、勤務形態等に応じた活動の見直しによる団員の負担軽減
- ・ 魅力ある消防団づくりのため、女性、若年層の意見を反映する方策を構築
- ・ 団員の士気向上のため、普通救命講習等の資格取得、各種講習会参加を支援

3 次世代の消防団員育成

- ・ 学校の防災訓練、地域の防災訓練における団員による指導
- ・ 学校等で地域の防災を学ぶ機会における冊子やビデオなどによる周知活動

4 運営組織の充実強化

- ・ 予防業務を担当する分団、昼間の災害対応を担当する分団など、地域の実態に即した新たな形態の組織を検討
- ・ 昼間帯に人口が集中する市街地、人口が減少する住宅地等での地域防災力を確保するため、条例に勤務者も団員として任用できるよう明記し、勤務地を活動地域とする団員の任用を促進
- ・ 消防団が事業所内外で効果的な活動ができるよう、勤務先の自衛消防隊との連携方策について、事業所と十分に協議

地域防災体制の充実強化に向けた 消防団員確保のための調査検討会構成員

(五十音順、敬称略)

座長	大森 彌	千葉大学法経学部 教授 東京大学 名誉教授
委員	猪俣 利雄	日高市消防団 副団長
委員	岡本 英明	尾道地区消防本部 消防長
委員	小澤 浩子	赤羽消防団 分団長
委員	栗川 仁	黒磯市長
委員	小林 輝幸	東京消防庁 防災部長
委員	塩山 知之	京三電機株式会社 人事企画部長
委員	鈴木 淳	東京大学大学院 人文社会系研究科 助教授
委員	鈴木 正明	全国市長会 事務総長
委員	世古 一穂	特定非営利活動法人NPO 研修・情報センター代表理事
委員	瀧澤 忠D	財団法人日本消防協会 常務理事
委員	那須 博信	トヨタ自動車株式会社 東京総務部長 (平成16年2月2日から)
委員	成瀬 泰彦	トヨタ自動車株式会社 東京総務部長 (平成16年2月1日まで)
委員	栴田 範昭	北九州市消防局 警防部長
委員	目黒 公郎	東京大学生産技術研究所 都市基盤安全工学国際研究 センター 助教授
委員	米村 裕子	日本放送協会番組制作局 チーフプロデューサー

構成員の役職名については、平成16年3月現在、座長又は委員就任時のもの。



検討会の様子

消防活動が困難な空間における消防活動支援情報システムの開発

特殊災害室

1 目的等

大深度地下、道路トンネル、地下鉄道、地下街及び地中の工事現場等は、煙の流動方向と消防活動の進入方向が逆行すること、密閉空間であるため煙や熱が充満しやすいこと、地下であるため消防隊の進入路が限定されること、構造物外部からの情報収集が困難であること等により、消防活動が困難な空間です。

しかし、このような消防活動が困難な空間において、火災、事故等が発生した場合であっても、消防機関は救助及び消火活動を行う必要があります。

このため、消防庁では、平成12年度以降、大深度地下等の消防活動が困難な空間における消防活動を支援するための消防隊員の位置特定システムの開発を進めています。

2 システムの概要

本システムは大きく、隊員の位置特定システム、3次元数値地図表示システム及び咽喉マイクを用いた通話システムからなっています(図1参照)。

位置特定システムはさらに、位置特定装置とその端末、電子タグ受信用アンテナから構成されています。位置特定装置は、慣性航法装置(ジャイロと加速度計を用いた装置)で構成され、回転角をジャイロから出力される角速度の積分値として求め、移動距離を加速度計から出力される加速度の2回積分として求め、位置を特定するものです。

また、慣性航法装置をそのまま利用するだけでは、誤差が蓄積するため、途中で補正を行う必要があります。位置補正の方法は、座標値による補正とゼロ速度補正の2種類があります。座標値による補正と



図1 位置特定システムの全体像

しては、今回は、誘導灯に電子タグを付け電子タグから正確な座標情報を得る方法をとりました。ゼロ速度補正は、機器をいったん停止させることで速度ゼロの状態を作り出し、速度、加速度ともにゼロという値を入力するものです。

3 平成15年度の開発

平成14年度には、隊員の位置を把握する方法として慣性航法装置（加速度計とジャイロを用いた装置）を活用して隊員の位置を特定し、3次元数値地図に表示するシステムを開発しましたが、実運用のためには、小型・軽量化等を行う必要がありました。

そこで平成15年度は、

位置を特定する慣性航法装置の小型化・軽量化（体積を約1/4及び重量を約1/2以下）
多様なルート（有線及び無線）から通信可能

な手段を選択して通信するような、信頼性の高い通信システムの検討

3次元数値地図の作成のためのガイドラインの策定

などを行いました。

参考：報告書の全文については、

総務省消防庁ホームページ

(<http://www.fdma.go.jp/>)

の「新着情報」に掲載しています。

4 今後の予定

平成16年度においては、位置特定システムと情報通信システムを統合し一体的な運用を行うなど、実用化に向けた検討を進めることとしています。

位置特定装置部



図2 位置特定システム装着図



滋賀県 大津市消防局
消防局長 西岡 義雄

「みずうみの都 びわ湖大津」

1 歴史と文化が彩るまち大津

大津市は、緑の山並み、その狭間に育まれた悠久の歴史と文化に彩られたまちです。

いにしえより、近江文化が芽生えた大津京の地、日本仏教の生まれ育った地として歴史の舞台に登場し、その名を残してきました。

また、東海道の宿場町、琵琶湖水運の港町など交通の要衝という地の利を生かし、多くの人々、物産、情報、文化が交わるまちとして賑わい、町衆の豊かな経済力と高い自治意識に支えられ、優れた文化を形成してきました。

さらに、近江の国府の地であった時代から湖国滋賀の政治、経済、文化の中心地として栄え、今日では人口30万を擁する近畿の中核都市として発展してきました。



近畿の中核都市「大津市」

2 文化遺産に恵まれたまち大津

「山路きて なにやらゆかし すみれ草」この句は、松尾芭蕉が京から大津へ入るときに詠んだ句であります。芭蕉は、生涯で詠んだ句の割をここ大津で詠んだとされていますが、そんな芭蕉が愛してやまなかった大津には多くの文化遺産があります。

大津市は、世界遺産(文化遺産)の所在する国内11市町村の一つであり、国指定の文化財の件数では、京都市、奈良市に次ぐ全国第3位に位置しています。

1994年に世界文化遺産に登録された比叡山延暦寺、「三井の晩鐘」で名高い園城寺(三井寺) 紫式部が「源氏物

語」の構想を練ったとされる石山寺、聖徳太子によって創建された西教寺など多くの文化遺産に恵まれておりますが、これらの文化財を火災や災害等から守り、後世に引き継いでいくのも消防局に課せられた大きな使命であると思っております。

また、昨年の10月には、大津市が全国で10番目の「古都」指定を受けましたが、大津市の歴史的風土は我が国の貴重な財産であると確信しております。



近江八景の一つ「浮御堂」

3 安心で安全なまち大津

大津市の消防は、「安心で安全なまち」を標榜しており、その実現に向けて、市民の安全確保を機軸にした諸施策を展開しております。

特に本市では、昨年、近江盆地の西縁に沿って延びる活断層帯である『琵琶湖西岸断層帯』での地震評価を受けたところであります。

この評価によりますと、今後30年以内にマグニチュード7.8程度の地震が起こる可能性が最大で9%といわれており、大規模地震災害に対する防災基盤づくりが緊急の課題となっております。

このため、消防局ではより一層強固な消防防災体制の構築を目指して、防災アセスメントの実施や地域防災計画の見直し、さらには自主防災組織の拡充を図りながら、災害に強い組織体制の整備に努めていきたいと考えております。



文化財消防訓練の様子

園児の命は、私たちが守ります！

流山市消防本部

流山市消防本部中央消防署では、5月19日に私立平和台幼稚園、私立南流山幼稚園の保育士を対象とした普通救命講習を実施しました。

受講者は、幼稚園児の救急事故に対応出来るように、当消防署救急隊の指導の元、心肺蘇生法、止血法などを習得し、救急車到着までの生死を分ける空白の時間をどのように対応するのかを学びました。

最後に、「園児の命は、私たちが守ります！」の決意を新たに、保育士の先生方に修了証が渡されました。



園児の笑顔を守るために

水防シーズンに備え舟艇訓練を実施

豊田市消防本部

豊田市消防本部中消防署及び北消防署は4月19日、21日、26日、28日の4日間に渡り、市内を横断する一級河川矢作川において、舟艇訓練を実施しました。訓練では、水難災害現場での安全確実かつ迅速な救助活動を行うため、平成15年度2月に新たに増強配備した水難救助コンテナ積載資器材の取扱いに重点をおき、船舶に必要な知識、技術を磨きました。今後は、潜水基本及び潜水応用訓練、さらには、愛知県防災航空隊との水難救助合同訓練を実施し、夏に向けて水の事故に備えます。



水難事故に備えて

消防通信

望

楼

ぼうろう

消防初任団員講習会を実施

愛知県消防本部

愛知県消防本部は5月16日、平成16年度消防初任団員講習会(主催・全国消防協会愛知支部)を実施しました。この講習会は、消防団員として必要な知識、技術の修得を目的に毎年実施しています。当日は、愛知県内から約150名の消防団員が参加し、規律訓練、消防ポンプの操作方法、土のう作り等、各種の水防工法を実践しました。参加した消防団員の皆さんは、今後、各町の消防団員として活動されると同時に、各集落においては防災リーダーとして活躍されることが期待されています。



訓練に励む防災リーダーたち

励む元気に泳げ「火の用心」!

三田市消防本部

三田市消防本部は4月28日、こどもの日に先駆け市内幼年消防クラブとともに、お腹に「火の用心」と描かれた巨大こいのぼり(全長8m)を用いた防火啓発に取り組みました。消防職員が火事の怖さを伝え、園児たちは、「火遊びは絶対にしません」と元気に誓ってくれました。その後、こいのぼりを掲げた消防車と一緒に記念撮影をして、楽しいひとときを過ごしました。

「火の用心」こいのぼりは、消防署正面に掲げられ、道行く市民にも火災予防を呼びかけました。



巨大こいのぼりに防火を誓う

消防通信 / 望楼では消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。



防災訓練に参加しましょう

～ 災害に備え、防災知識の向上をめざす～

震災等応急室

我が国は、毎年のように地震、台風、集中豪雨などの災害に見舞われています。特に、6,000人を超える犠牲者を出した平成7年1月の「阪神・淡路大震災」の経験と教訓は、忘れられないものとなりました。このようななかで平成15年は、宮城県北部地震、北海道十勝沖地震、九州地方の集中豪雨、台風に伴う風水害等の自然災害や大きな企業災害の続発など、全国各地で大規模な災害が相次いで発生しました。

このように、地震などの自然災害が多発する環境のなかでは、日頃から、一人ひとりが災害に対する正しい心構えを身につけ、被害を最小限にするためには、いざという時に落ち着いて的確に行動できるようにしておくことが重要です。

そのための方策としては、各地方公共団体、消防署、企業、地域コミュニティ等で行われる防災訓練への参加が効果的です。

防災訓練では、被害想定に基づいた避難訓練、身体保護訓練、初期消火訓練、応急救護訓練など、実践的な対応を実際に経験することにより、一人ひとりが災害に備えての対応方策を身につけることができます。特に、いつ起こるか分からない地震に対する備えは、平日頃からの防災訓練等によって培われるものといえます。

国や地方公共団体では、毎年9月1日の「防災の日」及び8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に防災訓練を行いますので、積極的に参加しましょう。

* 防災訓練の日程は地域によって異なります。詳細はお住まいの地方公共団体にお問い合わせ下さい。

地域で行われる防災訓練へは、漫然と参加するのではなく、家族全員で参加し、“いざという時どうするか”という心構えを体験しましょう。

< 防災訓練に参加する場合に心がけておくこと >

- 1 非常脱出口の確保など身の安全を守ること
- 2 非常持ち出し品の準備、避難地までの順路の確認など、避難する時のテクニック
- 3 消火器具の正しい使い方などの習得、冷静に火災を防ぐこと
- 4 正しい情報の入手方法
- 5 軽いけがの処置など、協力して行う応急救護の方法
- 6 地域の住民等で協力して行う救出活動の方法
- 7 避難の前の安全確認
- 8 家族や近隣の人々の安否を確認する方法
- 9 周囲の危険地域の確認
- 10 行政や消防署の役割、自分でできることの確認

<メモ：9月1日は、14万人以上の死者と44万棟以上の家屋焼失の被害を招いた関東大震災（大正12年）が発生した日です。>

住民参加による防災まちづくりの推進 ～ 自主防災組織と「地域安心安全ステーション」～

防災課

大規模災害時には、交通網の寸断により、消防防災機関の災害現場への到着や医療機関への患者搬送が遅れ、さらに災害現場は、そのひとつひとつが複雑かつ救出困難なものであるなど、その対応には長時間を要することになります。広範囲な被災地域に、多数発生している救助をはじめとする応急対応等すべてに公的な防災機関の対応を期待することには無理があります。そのため、被災直後の初期消火活動や救出活動を、地元住民の方々に担っていただくことが重要となってきます。

特に阪神・淡路大震災以降、あらためて住民による自主防災活動の重要性が認識され、「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識のもとに地域に密着した自主防災組織や災害ボランティア等による創意工夫に富んだ防災まちづくりが活発に進められています。

こうした住民参加型の防災まちづくりを推進するためには、普段からまちづくりや暮らしの中で「防災に関する視点」を盛り込み、住民が主体となって自主防災組織を結成し、資機材の整備はもとより、災害を想定した情報の収集伝達や避難誘導、救出救護等の訓練を実施していく

ことが必要です。

情報不足で活動内容を知らないとか、参加する方法がわからない等の理由から、自主防災活動に参加していない住民の方がいることも事実です。自主防災活動への住民のさらなる参加を促すためにも、自主防災組織自体が自らの広報活動を通じて地域住民の自主防災活動に対する理解を得られるように努力することが重要です。

また災害時に、より広域的で効果的な活動を可能にするため、地域の消防団や事業所、婦人防火クラブ、少年消防クラブ、近隣をはじめ広域の自主防災組織等との連携を強化し、より総合的に防災まちづくりを推進していくことが重要となります。

こうしたことから、経済財政諮問会議に麻生総務大臣から提案させていただいたビジョンの中に、小学校区単位で、身近な安心、安全の活動を各種団体が共同連携して行う仕組みづくりを盛り込んだところです。（地域安心安全ステーション構想）今年度からモデル的な事業を実施することになっています。



負傷者搬送訓練



防火危険箇所チェック

花火・火遊びによる火災の防止

予防課

夏の夜の楽しみ“花火”。毎年、子供たちにとって楽しみな季節となりました。

しかし、平成14年中、花火による火災は全国で71件発生（前年度より4件減少）しています。夏の風物詩“花火”を楽しみ夏の思い出とするためにも、次のことに十分注意しましょう。

- 1 広くて安全な場所を選ぶ！
- 2 水バケツを用意する！
- 3 子供だけで絶対に花火をさせない！
- 4 花火は安全な場所に保管する！

また、子供の火遊びによる火災は、大人がいない時や人目につきにくい場所で発生することが多く、このために火災の発見が遅れ、初期消火が困難になり、火災が大きくなることがあります。

平成14年中の火遊びによる火災は2,237件発生しています。これら火遊びによる出火件数を発火源別に見ると、ライターによるものが最も多く、ついでマッチ、花火等となっています。

親や周りの大人が、次のような点に注意を払いながら、子供に対して火の恐ろしさや防火の知識について、年齢に応じた教育を行いましょう。

- 1 火遊びをしているのを見かけたら注意する！
- 2 子供だけでは火を取扱わせない！
- 3 子供だけを残して外出しない！
- 4 火災の恐ろしさ・火の取扱いについて教える！
- 5 マッチやライターを子供の手の届くところに置かない！

火災が起こった時、真っ先に危険にさらされるのは子供たちです。子供の火遊びで「まさか」ということにならないためにも、日頃から子供たちに火災の恐ろしさと火災予防の大切さを教え、理解させておくことが大切です。

夏休み前にもう一度、子供たちと火の取扱い・火災の恐ろしさについて話し合うようにしましょう。

子供たちだけの
花火はやめましょう。 ❌



火遊びはぜったいにダメ！



外出先での地震の対処

防災課

日本は地震列島と呼ばれるほど地震の多い国です。平成15年は、5月26日の「宮城県沖を震源とする地震」や、7月26日の「宮城県北部を震源とする地震」、さらには9月26日の「平成15年(2003年)十勝沖地震」など、大きな被害を伴う大地震が各地で発生しました。

また、東海地震や東南海・南海地震など、巨大地震の発生も懸念されている現在、こうした大地震による被害を最小限に抑えることを一人ひとりが考えておく必要があります。

地震が発生したら、まず自分の身を守らなければなりません。

大地震の際、外出先で遭遇する危険と、それに対処する方法には次のようなものがあります。こうしたことを心がけ、いざという時落ち着いて適切な行動がとれるようにしましょう。

1 市街地等を歩いていた場合

- ・窓ガラスや屋根瓦、看板などが落ちてきます。かばんなど手荷物で頭を守り、広場などへ避難しましょう。
- ・ブロック塀、電柱などから離れましょう。崩れてくるおそれがあります。
- ・切れて垂れ下がった電線には絶対に触らないようにしましょう。



2 デパートなどにいた場合

- ・大型の家具や家電製品などの下敷きにならないよう、安全な場所へ移動しましょう。
- ・ガラス製品や照明器具の落下に注意しましょう。
- ・出口に殺到するとパニックになるので、店員の指示に従って落ち着いて行動しましょう。

3 地下街にいた場合

- ・地下は地上の建物より揺れが少なく、比較的安いです。停電になっても非常照明がつくので、落ち着いて係員の指示に従って避難しましょう。
- ・もし火災が発生したら、煙の充満が速いので、誘導灯に従って早めに地上に避難しましょう。ハンカチやタオルで鼻と口を覆い、姿勢を低くして、はうように避難します。

4 車を運転していた場合

- ・ハンドルをしっかり握り、徐々に速度を落として道路の左側に停車しましょう。
- ・救助や消火活動の妨げになる場合があるので、車を置いて避難する場合には、鍵はつけたままにしておきましょう。

5 情報は公的なものに頼る

- ・情報はラジオやテレビ、防災行政無線など公的なものに頼り、うわさなどに振り回されないようにしましょう。また、地震の後には津波のおそれがありますので、テレビなどで情報を待つのではなく、直ちに高台に避難しましょう。

6 災害時の安否情報の確認について

- ・地震の後、被災地では電話がつながりにくくなります。NTTの災害伝言ダイヤル「171」サービスや、iモード災害伝言板サービスの利用方法を覚えておきましょう。
- ・「171」サービスとは、一般の加入電話、公衆電話、携帯電話、PHSなどから伝言を録音あるいは再生ができ、iモード災害伝言板サービスは、携帯電話のiモードサービスを利用して安否情報を登録し、iモードやインターネットを利用して全国から確認することができるということです。
- ・遠隔地の親戚に安否情報を寄せるなど、あらかじめ連絡方法について決めておきましょう。

普段みなさんが生活している家の中には家具の転倒など多くの危険があり、テーブルなどの下に身を伏せるといったことが必要です。しかし、危ないからといってあわてて外に飛び出さないようにしましょう。一見安全に思える屋外にも多くの危険が潜んでいます。

いざというときあわてないため、地域内の危険な箇所や地震の対処法、避難場所、緊急時の連絡方法や連絡先などについて、普段から家族で話し合いをしておきましょう。



神戸市西区伊川谷町住宅火災殉職事故から1年 安全対策と「消防顕彰之碑」の建立

平成15年6月2日未明、神戸市西区伊川谷町で発生した住宅火災で逃遅れ者を救出するために活動中、建物の2階部分が突然崩落し、4名の消防隊員が殉職、9名が重軽傷を負った事故は、神戸市消防局のみならず全国の消防にとって重大な衝撃、痛恨事でした。

「住民の生命、身体、財産を守る」という消防の崇高な使命達成のため、尊い命と引き換えに職に殉じられた隊員の方々の消防魂は真に称賛されるものでありますが、安全管理の徹底という消防にとって大きな課題を突きつけられることにもなりました。

事故後の各機関の対策を整理すると次のようになります。

神戸市消防局の安全対策

- ・平成15年7月、「伊川谷火災事故調査報告書」をまとめる
- ・当面、規模の大きい火災には、上級の指揮者を早期に現場に派遣する対策を実施
- ・16年4月、中央消防署栄出張所に本部指揮隊を配置し、指揮体制の充実強化を図る
- ・16年10月を目途に西消防署に専任の指揮隊を設置予定

消防庁の安全対策

- ・「火災現場における消防活動時の安全管理の徹底について」の通知（平成15年8月22日消防消第137号）を各都道府県消防防災主管部長あてに発出
- ・「消防活動における安全管理に係る検討会（座長＝中邨章明治大学大学院長）を15年10月に立ち上げ、以降4回検討会を開催、16年7月に報告書としてまとめる予定

全国消防長会の安全対策

- ・15年8月、仙台市で開催した常任理事会で「災害現場における安全管理」について警防委員会（委員長＝元吉郁弘北九州市消防局長）で検討することを決定。これを受け、警防委員会では小委員会を設置し、16年3月に「災害現場における安全管理等に関する検討結果報告書」としてまとめる

「消防顕彰之碑」の建立

ところで、神戸市消防局では、事故1周年を期し、殉職された4名の尊い遺志を引き継ぎ、職員一人ひとりが消防の使命を自覚し、市民の安全確保に努め、現場での安全管理を改めて誓うために、「消防顕彰之碑」建立の準備を進めてきましたが、当所の予定どおり完成し、去る5月

30日に、その除幕式が建立場所の神戸市民防災総合センターで執りわれました。



消防顕彰之碑（彫像部＝材質：ブロンズ、大きさ160cm（等身大）
台座部＝材質：赤御影、ステンレスパイプ、高さ172cm）

台座部の左側面には、次の文字が刻まれている。

平成十五年六月
四人の若者が 炎と闘い 逝った
家族を愛し 友を愛し 仕事を愛した
彼らは我々の手の届かないところで
遍く人びとを見守ってくれているだろう
我々は彼らの死の悲しみのうちから
立ち上がり
愛するもののために職に殉じた
彼らの勇気と使命感を讃え
その遺志を継承し
人びとが安全で 安心して
暮らし 集えるまちをつくることを誓い
ここに消防顕彰之碑を建立する
平成十六年 水無月 紫陽花のころ

顕彰之碑

建立に当たっては、市民、全国の消防関係者等から多くの支援が寄せられました。制作は神戸市在住で著名な彫刻家新谷琇紀氏によるものです。主催者側からは矢田立郎神戸市長、平井健二神戸市消防局長等が、来賓として井上喜一防災・有事法制担当大臣、東尾正総務省消防庁次長、前川大恵全国消防長会副会長、平野昌司神戸市会議長ら多数の方々が出席し、改めて故人の遺志の継承と安全・安心なまちづくりを誓いました。

また、6月2日を「消防誓の日」とし、毎年安全を誓う日としました。

消防の使命達成と安全管理の両立を目指して、「消防顕彰之碑」を、神戸市のみならず、全国の消防人の新たな誓いの碑としたいものです。

（近代消防社 編）

消防防災機器の開発等及び 消防防災科学論文募集要領

消防研究所

1. 趣旨

消防科学・技術の高度化と消防防災活動の活性化に寄与することを目的として、優秀な消防防災機器の開発・改良及び消防防災科学に関する論文を消防庁長官が表彰する制度です。

2. 主催

総務省消防庁・独立行政法人 消防研究所

3. 募集の範囲

(1) 消防防災機器の開発・改良

消防防災活動において活用するために創意工夫された機器等だけでなく、特許・実用新案などの権利のある発明も含まれます。

(2) 消防防災科学に関する論文

消防防災活動における問題点を技術的な観点から解決あるいは考察した内容で、消防防災分野で活用が期待できるものとします。

4. 応募者の区分

応募者の区分は、次のとおりです。

- (1) 消防吏員もしくは消防団員、又はそれらのグループ（消防防災に係わる職員を含む。）
- (2) (1)以外の個人もしくはグループ

5. 応募作品

(1) 「消防防災機器の開発・改良」の場合

・新規に開発・改良されたもの。（ただし、市販化しているものは、平成11年4月1日以降のものに限る。）

(2) 「消防防災科学に関する論文」の場合

・新規に著されたもの。（ただし、雑誌等に掲載されたものは、当該雑誌等の発行が平成13年4月1日以降のものに限る。）

なお、(1)及び(2)ともに、過去に応募したものと同一の作品あるいは他機関の表彰等への重複応募

作品は対象外とします。また、応募作品は返却しません。

6. 応募の様式

所定の様式により、日本語で作成したものとします。

7. 表彰及び賞

- (1) 表彰状及び副賞を授与します。
- (2) 表彰作品の点数は次のとおりです。

優秀賞

消防防災機器の開発・改良	10点以内
消防防災科学に関する論文	10点以内

奨励賞

消防防災機器の開発・改良及び消防防災科学に関する論文	2点以内
----------------------------	------

8. 作品の評価のポイント

技術的、学術的な創意、工夫を有するもの、先見性を有するものを積極的に評価します。

9. 表彰者の発表

平成17年2月中に表彰者を決定し、発表します。なお、表彰者には直接その旨を通知します。

表彰作品は消防研究所の機関誌「消研輯報」及び消防研究所ホームページに掲載します。

10. 応募の方法

下記あて先に郵送または電子メールにて送付のこととします。

11. 締切

平成16年9月30日(木) 当日消印有効(郵送の場合)

12. あて先及び問い合わせ先

独立行政法人 消防研究所 研究企画部

〒181 - 8633 東京都三鷹市中原3丁目14番1号

電話 0422 - 44 - 8331 (代表) FAX 0422 - 42 - 7719

消防研究所ホームページ <http://www.fri.go.jp/>
メールアドレス hyosho@fri.go.jp

第7回全国消防広報コンクール 作品募集中

総務課

消防庁総務課では、8月27日(金)まで、全国消防広報コンクールの作品募集を行っています。このコンクールは、全国消防本部及び消防団からの多数の応募に支えられ、今回で第7回を迎えます。

応募要綱については、消防庁ホームページを御覧ください。応募様式については、ホームページからもダウンロードが可能です。

http://www.fdma.go.jp/html/new/040603_kouhou.html

1 コンクール部門及び提出部数

(1) 広報紙部門(8部)

(2) 広報写真部門

(独自で撮影したもの、四つ切りサイズで2枚)

(3) 広報ポスター・広報カレンダー部門(2枚)

(4) ホームページ部門

(主なページ、構成等の判るものを書面で8部)

応募作品は原則として返却しませんので、ご了承ください。

2 応募基準

(1) 応募団体

全国の消防本部及び消防団

(2) 応募作品

各団体の自主企画によるものとし、著作権及び肖像権等に関して支障が生じないものに限ります。

平成15年度中に制作・撮影したものであり、「ホームページ部門」は平成16年10月末日時点でインターネット上に公開されているものとします。

(3) 応募作品数

「広報紙」、「広報ポスター・広報カレンダー」及び「ホームページ部門」は、各1作品の応募とし、「広報写真部門」については、複数応募を可とします。

(4) 応募様式

応募作品ごとに「応募作品調書(指定様式)」を1部作成し添付してください。

3 応募締め切り

平成16年8月27日(金) 当日消印有効

4 発送先及び問い合わせ先

総務省消防庁 総務課広報係 担当：前田

〒100-8927 東京都千代田区霞が関2丁目1番2号

電話 03-5253-7521(直通)

第6回 各部門の主な受賞作品



平成15年版「消防白書」参照

5月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標 題
消防危第51号	平成16年5月6日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁危険物保安室長	平成16年度危険物安全週間推進行事の実施結果について
消防安第90号	平成16年5月19日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防火安全室長	防火管理に係る執務資料について
消防災第89号	平成16年5月21日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防災課長	風水害対策の強化について
消防消第121号	平成16年5月28日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁消防課長	障害等級の決定についての一部改正について
消防予第86号	平成16年5月31日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁予防課長	消防法施行規則の一部を改正する省令等の施行について
消防予第87号	平成16年5月31日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁予防課長	必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令等の施行について
消防予第89号 消防安第99号	平成16年5月31日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁予防課長 消防庁防火安全室長	消防法第21条の48第2項に規定する登録検定機関を登録する省令、消防法施行規則第1条の4第8項に規定する登録講習機関を登録する省令等の施行について
消防予第90号	平成16年5月31日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁予防課長	消防法施行令第32条の改正に伴う運用上の留意事項について
消防安第100号	平成16年5月31日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁防火安全室長	防火対象物定期点検報告制度等に係る通知の一部改正について

消防庁人事

平成16年5月17日付

氏名	新	旧
重 徳 和 彦	併任解除	消防課課長補佐 併任 救急救助課救急専門官 併任 救急救助課課長補佐
打 明 茂 樹	命 救急救助課救急専門官事務取扱 命 救急救助課課長補佐事務取扱	消防大学校調査研究部長 併任 教授
宮 本 貴 章	救急救助課主査	総務省大臣官房秘書課主査 (内閣府地方分権改革推進会議事務局主査)

平成16年5月22日付

氏名	新	旧
稲 原 浩	出向 総務省大臣官房秘書課課長補佐へ (外務省在ドイツ日本国大使館一等書記官へ)	総務課課長補佐 併任 総務課国民保護準備室室長補佐

広報テーマ

7 月		8 月	
台風に対する備え 住民自らによる災害への備え 原子力防災の取り組み状況 電気器具の安全な取扱い	防災課 防災課 特殊災害室 防火安全室	防災訓練に参加しましょう ～災害に備え、防災知識の向上をめざす～ 住民参加による防災まちづくりの推進 花火・火遊びによる火災の防止 外出先での地震の対処	震災等応急室 防災課 予防課 防災課

テレビ防災キャンペーン

放送日時	番組名	題 名
8月26日(木) 11:25～11:30	ご存知ですか～防災ミニ百科	「地震災害への備え」(仮)

編集発行 / 消防庁総務課

住 所 東京都千代田区霞が関2 - 1 - 2 (〒100 - 8927)
電 話 03 - 5253 - 5111
ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

編集協力 / (株)近代消防社